

第24回大田原市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年6月21日（火）午後2時48分

場 所 大田原市役所 3階301・302会議室

次第

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名人の選任について

4 議 題

- (1) 報告第1号 農地法第5条の規定による許可について
- (2) 議案第1号 農用地利用集積計画について
- (3) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (4) 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (5) 議案第4号 農地法第5条許可後の事業計画変更申請について
- (6) 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (7) 議案第6号 非農地証明願について
- (8) 議案第7号 農用地利用配分計画について

5 出席委員（16名）（法律第27条第3項規定）

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 津久井 勝之 | 2番 笹沼 保治 | 3番 秋本 則夫 |
| 4番 瀧田 歌子 | 6番 唐橋 洋子 | 7番 助川 悦夫 |
| 8番 阿見 芳 | 9番 高瀬 隆至 | 10番 郡司 裕一 |
| 11番 屋代 幸子 | 12番 森 隆道 | 13番 荒井 一夫 |
| 14番 越沼 良 | 15番 鈴木 賢一 | 16番 相馬 和恵 |
| 17番 木村 光一 | | |

6 欠席委員 5番 佐藤 孝

7 本会に出席した職員

- | | |
|---------------|---------|
| (1) 農業委員会事務局長 | 藤 田 友 弘 |
| (2) 事務局長補佐 | 伊 藤 甲 文 |
| (3) 農地調整係長 | 金 山 和 弘 |
| (4) 農地調整係副主幹 | 松 本 武 久 |
| (5) 農地調整係主査 | 菊 池 康 弘 |
| (6) 農政課農政係主査 | 菊 池 琴 乃 |

8 傍聴人 なし

開会の宣言

午後2時48分 開 会

大田原市農業委員会憲章唱和（省略）

事務局 (藤田 友弘) それでは会長のごあいさつをお願いします。

議長 (荒井 一夫) <あいさつ>

本日の出席委員は16名であり、定足数を満たしております。ただいまから第24回農業委員会総会を開催いたします。

議事に入る前に議事録署名人の選任について、議長において指名してよろしいでしょうか。お諮りいたします。

<異議なしの声あり>

議長 (荒井 一夫) 異議なしの声ですので、議事録署名人には、14番越沼委員、15番鈴木委員を指名します。会議の書記につきましては、事務局の伊藤補佐をお願いいたします。

今回、事前に配付しております議案資料に訂正等がありますので、事務局から説明をお願いします。

事務局 (菊池 琴乃) <追加議案資料の説明>

議長 (荒井 一夫) それでは議事に入ります。

報告第1号「農地法第5条の規定による許可について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局 (金山 和弘) <総会資料説明 4ページ>

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、報告第1号を終わります。

次に議案第1号「農用地利用集積計画について」及び議案第7号「農用地利用配分計画について」を一括上程します。事務局から説明を願います。

事務局 (菊池 琴乃) <総会資料5～22ページ及び追加配付資料説明>

利用権設定等促進事業 12件

農地中間管理機構特例事業 5件

農地中間管理事業 5件

農地中間管理事業（配分計画） 1件

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりました。ここで議事参与について発表いたします。議案第1号中に議事参与該当案件がありますことから、議案を分割して質疑、採決を行います。

利用権設定等促進事業の申請番号6-2について、3番秋本委員が議事参与に該当いたします。つきましては秋本委員は退室願います。

<秋本委員 退室>

議長 (荒井 一夫) これより質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

利用権設定等促進事業の申請番号6-2について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

本件については原案のとおり決定することといたします。

審議終了により3番秋本委員の入室を認めます。

<秋本委員 入室>

議長 (荒井 一夫) 続きまして、議案第1号の未審議案件及び議案第7号についての質疑を行います。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、順次採決いたします。

議案第1号の未審議案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第1号については原案のとおり決定することといたします。

続きまして、議案第7号について原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第7号については、原案のとおり承認することといたします。

次に議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。申請件数は5件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (松本 武久) <総会資料説明 23~24 ページ>

議長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。助川委員。

現地調査担当委員 (助川 悦夫) ただ今の農地法第3条の規定による許可申請5件について、地元推進委員及び事務局からの報告により調査、検討した結果、許可することに問題無いと思われれます。以上ご報告いたします。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第2号は原案のとおり許可することといたします。

次に議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。申請件数は2件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (松本 武久) <総会資料25ページ、別冊資料説明>

議長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。助川委員。

現地調査担当委員 (助川 悦夫) 調査結果についてご報告いたします。

去る6月16日、事務局とともに現地調査班第3班が現地調査を行いましたので、代表いたしましてその調査結果をご報告いたします。

申請番号2番及び3番につきましては、〇〇地内の畜舎、農家レストラン及び道路の転用申請です。現地は、平成17年に用途区分変更済みとなっているほか、周辺農地も一応は管理されています。許可はやむを得ないという報告にしたいと思えます。よろしく願います。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<木村委員挙手>

議長 (荒井 一夫) 木村委員。

木村 光一委員 本件について、事前に地元の農業委員で会議を持ちました。先ほどの総会前の説明会で本件関係者から説明がありましたが、本申請人となる会社は、その組織が設立当初から大きく揺れ動きました。既存のレストランも営業していることから許可を出さざるを得ない状況かもしれないが、現状の会社組織について、例えば前の代表者の方がこちらに来ていなかったことや地元の人との関わり状況などをもう少し精査し、調査したほうがいい、時間をとってから採択したほうがいいのではないかとというのが地元の委員の意見でありましたので、代表して申し上げます。他の委員さんはそれぞれの立場で意見を出して結構かと思えます。ただ、地元の人からはどうなっているのかという声があることからもう少し調査する時間が必要だと思えます。

議長 (荒井 一夫) もう少し状況を見てからというようなご意見ということと思えます。皆さんは現況どのように感じているのか、ご意見をお聞かせいただければと思えますがいかがですか。このように議案として出ている案件ですので、採決はいたします。

<秋本委員挙手>

議長 (荒井 一夫) 秋本委員。

秋本 則夫委員 先ほどの説明を聞いて、農業法人としてもまだ見えない部分があるので、判断するのはまだ早いと思えました。

議長 (荒井 一夫) その他にご意見ございますか。

<郡司委員挙手>

議 長 (荒井 一夫) 郡司委員。

郡司 裕一委員 確認したいのですが、本件を保留というか、延期というか、ということではできないのでしょうか。

議 長 (荒井 一夫) 内容が直接的に関係ある部分と法人としての内容がよくわからないという部分ということでこの案件を先延ばしにするのはちょっと違うと思います。本件は前所有者の時になされていなかった手続きについてどのような判断をするのかという審議であります。ですから、現申請者の現状がよく見えてこないなどの理由だから除くというように考えるのか、そうでないのかというのは個々の考えであります。本来からすれば、私は出ている案件、しかもしっかり調査しており、問題ないという方向が見えて解決すべきということで判断すれば、この場で採決していくということでもあります。

<木村委員挙手>

議 長 (荒井 一夫) 木村委員。

木村 光一委員 申請者の組織そのものが問題であると捉えるべき。農業法人としてしっかりやれるかが最大の問題点。

<事務局挙手>

議 長 (荒井 一夫) 事務局どうぞ。

事務局 (松本 武久) 事務局から補足させていただきたいと思います。おそらく木村委員が指摘されている部分は、農地法の許可基準である一般基準というところで、申請者に転用行為を行うのに必要な資力及び信用があると認められないということが引っ掛かっているのではないかと考えております。ここについては、すでに転用行為が終わっているというところはありませんが、転用行為そのものに必要な資力、信用というところなので、本件では難しいのかなと考えております。また、総会前の説明会で話がありました、△△氏が計画している新しい厩舎については8月総会に提出が予定されています。提出が予定されている案件については、資力、信用の点で判断が入るのではと考えております。以上、補足説明とさせていただきます。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の補足説明を踏まえながら、ただ、私の中でもどこか法人的な部分で疑念があるのですが、そのことも含めて、もう少し皆さんの意見をお聞かせいただければと思います。いかがでしょうか。

<越沼委員挙手>

議 長 (荒井 一夫) 越沼委員。

越沼 良委員 事務局に確認したいのですが、農地所有適格法人の報告書提出であったり、その欠格期間がなかったかについてはどのような状況でしょうか。

議 長 (荒井 一夫) 事務局お願いします。

事務局 (金山 和弘) 昨年度、3月末決算で6月末までに報告書の提出がありました。その報告書の判断ですが、特段問題であったということはないと思います。今年度はまだ出てきておりませんので、提出された後に精査することになります。

越沼 良委員 そういった欠格期間が認められないのであれば、出された案件に対してどうかという部分だけを見れば、個人的には問題ないのかなと考えます。
<木村委員挙手>

議 長 (荒井 一夫) 木村委員。

木村 光一委員 事務局にお聞きしたいのですが、法人代表は当初から代わってもそれが継承されていると考えるが、その事務手続きはきちんとされているのか。

議 長 (荒井 一夫) 事務局で少し時間かけて協議しても結構です。
<協議中>

議 長 (荒井 一夫) これは事務局内部でよく検討してもらうこととして、この案件に対する考え方としては、内容が少し不完全だということなので、このことについてこれから我々がしっかり目を光らせて、事務局を通して申請者に助言したり、あるいはそれなりのものを出していただくという方向性を持ちながら、とりあえず審議に戻すということによって皆さんよろしいでしょうか。ご意見ございますか。
<意見なし>

議 長 (荒井 一夫) よろしいですか。それでは、そのほかご意見なければ採決いたします。
<木村委員挙手>

議 長 (荒井 一夫) 木村委員。

木村 光一委員 一時休憩をとって、先ほどの事務局の回答はいかがですか。

議 長 (荒井 一夫) 休憩をとる前に、それなりに皆さんのご意見があったことから、木村委員からの休憩要求については皆さんいかがでしょうか。
<委員から挙手なし、事務局挙手>

議 長 (荒井 一夫) はい、事務局。

事務局 (松本 武久) 先ほどのご質問に回答いたします。まず、最初に〇〇がお持ちになっていたが、一度××の個人名義に代わられています。その後、□□に所有権が移転されて、現在に至っている。□□の組織構成員、役員の変更は年1回の報告で変えることになっているので、変更の度に報告は受けておりません。

議 長 (荒井 一夫) 役員の変更は年1回報告があればよいということでありませう。他にご意見はありますか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) それでは、先ほどの木村委員のご意見についても、もう少し我々農業委員としてしっかりと内容を確認していくこととすることで、今回はそのようなことも踏まえた上で採決をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

<意見なし>

議 長 (荒井 一夫) それでは、審議の流れはすべて終わりましたが、質疑はまだまだあるのではないかと思います、時間の関係もございませう。今後、内容をしっかり確認していくこととして採決して進めたいと思います。

議案第3号について、申請番号2番については許可相当とし、栃木県農業会議に意見を求めることとし、3番については原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<起立多数>

議 長 (荒井 一夫) 賛成多数と認めます。

議案第3号は申請番号2番について許可相当とし、栃木県農業会議に意見を求めることとし、3番について原案のとおり許可することといたします。

次に議案第4号「農地法第5条許可後の事業計画変更申請について」及び議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を一括上程いたします。申請件数は計6件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (菊池 康弘) <総会資料26～28ページ、別冊資料説明>

議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。助川委員。

現地調査担当委員 (助川 悦夫) 調査結果についてご報告いたします。

議案第4号の申請番号3番及び議案第5号の申請番号17番の黒羽向町地内の案件につきましては、周囲を住宅地に囲まれた農地における一般住宅建築の申請です。現地は、住宅に挟まれた一画地で、南面は農地が隣接しています。進入路等も確保されており、許可することに問題はないものと思われませう。

富池地内の申請番号15ですが、既存の事業所に隣接した農地における事務所および車庫の申請です。周辺農地への影響はないと判断できますので、許可することに問題はないものと思われませう。

小滝地内の申請番号16ですが、分家住宅建築のための申請です。周辺農地への影響はないと思われませうので、許可することに問題はないものと思われませう。

美原3丁目地内の申請番号18ですが、既存の分譲地や集合住宅地に囲まれた農地における宅地分譲の申請です。周辺農地への影響はないと判断

することができることから、許可することに問題はないものと思われま

す。薄葉地内の申請番号19ですが、現地は住宅街に介在する農地であり、一般住宅建築のための申請です。周辺農地への影響はないと判断することができることから、許可することに問題はないものと思われま

す。以上で

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、順次、採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願

います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第4号は原案のとおり許可することといたします。

続きまして議案第5号について、申請番号18番以外の4件については原案のとおり許可することとし、申請番号18番については許可相当として、栃木県農業会議に意見を求めることに賛成の方は、起立願

います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第5号は申請番号18番以外の4件については原案のとおり許可することとし、申請番号18番については許可相当として、栃木県農業会議に意見を求めることといたします。

次に議案第6号「非農地証明願について」を上程いたします。申請件数は4件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (金山 和弘) <総会資料29ページ、別冊資料説明>

議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。助川委員。

現地調査担当委員 (助川 悦夫) 調査結果についてご報告いたします。

湯津上地内の申請番号9ですが、現地は土地改良事業に伴って、昭和初期ごろから水路として利用されてきており、それ以降、農地として利用しておりません。証明することに支障は無いと思われま

す。親園地内の申請番号10ですが、自宅の敷地の一部となっており、農地に復元することは難しい状態です。証明することに支障は無いと思われま

す。小滝地内の申請番号11ですが、住宅への進入路、また納屋等の既存建物の敷地の一部となっており、復元することは難しい状態です。証明することに支障は無いと思われま

北金丸地内の申請番号12ですが、納屋が住宅と一体利用している敷地の一部となっており、復元することは難しい状態です。証明することに支障は無いと思われま。以上ご報告いたします。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり証明することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第6号は原案のとおり証明することといたします。

本日本日予定されました議事の審議は、すべて終了いたしました。

次にその他に入ります。議事案件以外に委員の皆様からご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

<農地付き空き家について>

<農地班、農政班報告>

<総会前の説明会実施について>

議長 (荒井 一夫) 皆さまから特にないようなので、以上で第24回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会の宣言

午後3時56分 閉会